

第七項」に改め、同号15中「第二十九条第八項」を「第二十九条第九項」に改め、同項第四号27中「第七十条第四項」を「第七十条第五項」に改め、同号91を同号108とし、同号90中「第百十五條の三十六第一項」を「第百十五條の四十二第一項」に改め、同号90を同号107とし、同号89中「第百十五條の三十五(第百十五條の三十六第三項)を「第百十五條の四十一(第百十五條の四十二第三項)に改め、同号89を同号106とし、同号88中「第百十五條の三十四(第百十五條の三十六第三項)を「第百十五條の四十(第百十五條の四十二第三項)に改め、同号88を同号105とし、同号87中「第百十五條の三十第一項」を「第百十五條の三十六第一項」に改め、同号87を同号104とし、同号86中「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改め、同号86を同号103とし、同号85中「第百十五條の二十九第四項」を「第百十五條の三十五第四項」に改め、同号85を同号102とし、同号84中「第百十五條の八第一項」を「第百十五條の九第一項」に、「83」を「92」に改め、同号84を同号93とし、同号93の次に次のように加える。

94 第百十五條の十六第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る市町村長相互間の連絡調整又は指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する援助(第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。)		保健福祉事務所長
95 第百十五條の十六第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る市町村長相互間の連絡調整又は指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する援助(94に掲げるものを除く。)		保健福祉事務所長
96 第百十五條の二十六第二項の規定による指定介護予防支援事業者に係る市町村長相互間の連絡調整又は指定介護予防支援事業者に対する援助		保健福祉事務所長
97 第百十五條の三十三第一項の規定による介護サービス事業者等に対する報告の徴収及び立入検査		
98 第百十五條の三十三第三項の規定による厚生労働大臣に対する権限の行使の請求		

99 第百十五條の三十四第一項の規定による介護サービス事業者に対する勧告	
100 第百十五條の三十四第二項の規定による公表	
101 第百十五條の三十四第三項の規定による介護サービス事業者に対する措置命令	

別表第二の三の表長寿社会課の項第四号83中「第百十五條の八第一項」を「第百十五條の九第一項」に改め、同号83を同号92とし、同号82中「第百十五條の七第三項」を「第百十五條の八第三項」に、「81」を「90」に改め、同号82を同号91とし、同号81中「第百十五條の七第三項」を「第百十五條の八第三項」に、「第八條の二第九項」を「及び第八條の二第九項」に改め、「及び第八條の二第九項」に改め、「及び県が厚生労働省と合同で実施する指導」を削り、同号81を同号90とし、同号80中「第百十五條の七第二項」を「第百十五條の八第二項」に、「79」を「88」に改め、同号80を同号89とし、同号79中「第百十五條の七第二項」を「第百十五條の八第二項」に、「第八條の二第九項」を「及び第八條の二第九項」に改め、「及び県が厚生労働省と合同で実施する指導」を削り、同号79を同号88とし、同号78中「第百十五條の七第一項」を「第百十五條の八第一項」に、「77」を「86」に改め、同号78を同号87とし、同号77中「第百十五條の七第一項」を「第百十五條の八第一項」に、「第八條の二第九項」を「及び第八條の二第九項」に改め、「及び県が厚生労働省と合同で実施する指導」を削り、同号77を同号86とし、同号76中「第百十五條の六第一項」を「第百十五條の七第一項」に、「75」を「84」に改め、同号76を同号85とし、同号75中「第百十五條の六第一項」を「第百十五條の七第一項」に、「第八條の二第九項」を「及び第八條の二第九項」に改め、「及び県が厚生労働省と合同で実施する指導」を削り、同号75を同号84とし、同号74を81とし、81の次に次のように加える。

82 第百十五條の六第一項の規定による指定介護予防サービス事業者等相互間の連絡調整又は援助(介護予防通所リハビリテーション(介護老人保健施設の開設者が同一敷地内で行うものに限る。))及び第八條の二第九項から第十一項までに規定する介護予防サービスに係るものに限る。)	
--	--

83 第百十五条の六第一項の規定による指定介護予防サービス事業者等相互間の連絡調整又は援助（82に掲げるものを除く。）				保健福祉 事務所長
--	--	--	--	--------------

別表第二の三の表長寿社会課の項第四号中73を80とし、68から72までを75から79までとし、67を73とし、73の次に次のように加える。

74 第百十一条の二第一項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者等相互間の連絡調整又は援助				
--	--	--	--	--

別表第二の三の表長寿社会課の項第四号中66を72とし、59から65までを65から71までとし、58を63とし、63の次に次のように加える。

64 第九十九条の二第一項の規定による介護老人保健施設の開設者等相互間の連絡調整又は援助				
---	--	--	--	--

別表第二の三の表長寿社会課の項第四号中57を62とし、48から56までを53から61までとし、47を51とし、51の次に次のように加える。

52 第八十九条の二第一項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者等相互間の連絡調整又は援助				
---	--	--	--	--

別表第二の三の表長寿社会課の項第四号中46を50とし、42から45までを46から49までとし、同号41中「（40に掲げるものを除く。）」を削り、同号41を同号45とし、同号40を削り、39を43とし、43の次に次のように加える。

44 第八十二条の二第一項の規定による指定居宅介護支援事業者等相互間の連絡調整又は援助				保健福祉 事務所長
--	--	--	--	--------------

別表第二の三の表長寿社会課の項第四号中38を40とし、40の次に次のように加える。

41 第七十八条の六第二項の規定による指定地域密着型サービス事業者に係る市町村長相互間の連絡調整又は				
---	--	--	--	--

指定地域密着型サービス事業者に対する援助（第八条第十八項から第二十項までに規定する地域密着型サービスに係るものに限る。）

42 第七十八条の六第二項の規定による指定地域密着型サービス事業者に係る市町村長相互間の連絡調整又は指定地域密着型サービス事業者に対する援助（41に掲げるものを除く。）				保健福祉 事務所長
---	--	--	--	--------------

別表第二の三の表長寿社会課の項第四号中「36」を「38」に改め、同号37を同号39とし、同号36を同号38とし、同号35中「34」を「36」に改め、同号35を同号37とし、同号34中「、第八条第九項」を「及び第八条第九項」に改め、「及び県が厚生労働省と合同で実施する指導」を削り、同号32を同号34とし、同号31を同号33とし、同号30中「、第八条第九項」を「及び県が厚生労働省と合同で実施する指導」を削り、同号30を同号32とし、同号29中「28」を「30」に改め、同号29を同号31とし、同号28中「、第八条第九項」を「及び第八条第九項」に改め、「及び県が厚生労働省と合同で実施する指導」を削り、同号28を同号30とし、同号27の次に次のように加える。

28 第七十五条の二第一項の規定による指定居宅サービス事業者等相互間の連絡調整又は援助（通所リハビリテーション（介護老人保健施設の開設者が同一敷地内で行うものに限る。）及び第八条第九項から第十一項までに規定する居宅サービスに係るものに限る。）				
29 第七十五条の二第一項の規定による指定居宅サービス事業者等相互間の連絡調整又は援助（28に掲げるものを除く。）				保健福祉 事務所長

附則

1 (施行期日)
この規則は、平成二十一年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の山梨県老人福祉法施行細則第六条第三項の規定は、平成二十一年六月一日以後にその事業を廃止し、又は休止する有料老人ホームの設置者(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十九条第一項の規定による届出をした者をいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前にその事業を廃止し、又は休止した有料老人ホームの設置者については、なお従前の例による。